

放射性物質の管理基準値の米国の事例との比較(BWRプラント)

平成21年11月4日
原子力安全・保安院

	柏崎7号機	米国	参考
原子炉水中の よう素131濃度	$1.3 \times 10^3 \text{Bq/g}$ (出典:保安規定)	$7.4 \times 10^3 \text{Bq/g}$ (出典:米国Tech. Spec(BWR))	—
排気筒からのよ う素131の放出 管理目標値	[柏崎刈羽発電所全体] $2.3 \times 10^{11} \text{Bq/年}$ (出典:保安規定)	(該当する基準なし)	—
【参考】 敷地周辺の公衆 が受ける線量目 標値	[液体・気体放出の合計:実 効線量] $50 \mu\text{Sv/年} \cdot \text{発電所}$ (出典:発電用軽水型原子炉施設周辺の 線量目標値に関する指針)	[液体放出:全身] $30 \mu\text{Sv/年} \cdot \text{炉}$ [希ガス放出:全身] $50 \mu\text{Sv/年} \cdot \text{炉}$ (出典:10CFR50 App.I)	10CFR50. App.IIには、この他、以 下の目標値がある。 [液体放出] 任意の器官: $100 \mu\text{Sv/年} \cdot \text{炉}$ [希ガス放出] 皮膚: $150 \mu\text{Sv/年} \cdot \text{炉}$ [大気浮遊粒子(よう素含む)] 任意の器官: $150 \mu\text{Sv/年} \cdot \text{炉}$
【参考】 周辺監視区域外 において公衆が 受ける線量限度	1mSv/年 (出典:原子炉等規制法告示)	1mSv/年 (出典:10CFR20 Subpart D)	—